

ひきこもり居場所支援事業補助制度の概要について(案)

※令和3年度新規事業

1. 趣旨・目的

- 居住する家から外出するきっかけとなるなど、ひきこもり状態にある本人が社会参加をするための第一歩となる多様な役割をもつ居場所づくりを行う。
- NPOなどの民間団体に市が運営費の一部を助成し地域資源を活用しながら、ひきこもり当事者が安心して参加できる居場所の開設・運営を促進。

2. 補助事業の内容

- 補助対象事業:ひきこもり当事者の社会参加を支援するもので、当事者が参加する居場所づくりを定期的に継続して行う事業

【事業内容例】

・自宅以外で過ごす場所の提供 ・利用者間の交流機会創出 ・当事者からの相談対応など

- ※対象外:政治活動、宗教活動、営利活動等を目的とした事業
次年度以降継続して実施することが見込まれない事業
他の補助制度の助成を受けている事業(他制度との併用不可)

○補助対象要件:

- ・開催場所:明石市内で居場所を開設・運営
- ・開催回数:定期的に継続して月1回以上実施 ※1回あたり2時間以上開設
- ・対象団体:次の要件をすべて満たす民間団体
 - ①出前講座又はサポーター養成研修等の受講実績がある ※開設前までの受講で可
 - ②当事者の相談に対応できる専門職と連携し適切な支援を行うことができる
 - ③本補助対象事業の他に開設している居場所と参加者・空間などを区別できる
 - ④2人以上で構成されている団体に規約・役員等が定められている
 - ⑤法人格の有無及び営利・非営利団体の別は問わない

3. 補助金の額

- 補助率:10/10
- 補助上限額:900千円/団体 ※事業収入を伴う場合は相当分補助金額を減額

4. 補助対象経費

- 運営スタッフの人件費(賃金等) ※人件費の総額は補助対象経費全体の2/3を上限
- 講師等の謝金・旅費
- 消耗品費(文具類、テキスト、パンフレット等)
- 会場使用料、参加者募集のチラシ作成経費・広告費
- 通信費、ボランティアなどの保険料 など

※対象外:団体自身の運営に要する経常経費(役員報酬、事務所借上げ費など)、個人給付経費(参加費、参加者の交通費など)、食糧費、会場用地・建物などの取得費・修繕費

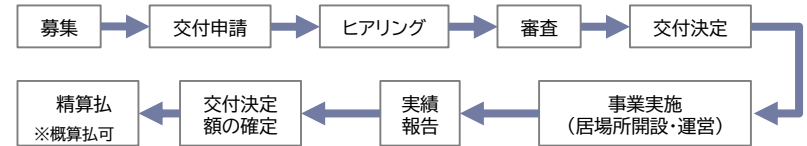
5. 補助対象事業の実施期間

- 交付決定日から令和4年3月31日

6. 補助金交付申請手続き

- 令和3年4月1日～令和3年4月15日(申請書必着)
- 別に定める様式(交付申請書、事業計画書、収支予算書、団体の会則・定款、役員名簿など)を作成し、募集期間内にメール、郵送または持参により、ひきこもり相談支援課まで提出
- 事業者決定方法:書類審査+企画内容審査 ※別に審査基準を定める

7. 補助事業の主な流れ



8. 居場所の利用条件

- 利用対象者:ひきこもり当事者に限定 ※原則、明石市内在住者
- 利用料:無料 ※実費を除く

9. スケジュール

- 令和3年 1月 補助制度要綱、募集案内・申請様式(案)作成
- 令和3年 2月 候補団体への打診
- 令和3年 3月 補助制度要綱制定
- 令和3年 4月 事業者募集開始(2週間程度)
事業計画審査
- 令和3年 5月 事業者決定、居場所開設・運営

10. その他

- 就職氷河期世代など若年層支援のための居場所づくりを重点的に進める。
- 事業者は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じる。
- 居場所開設方式は、「対面」または「対面+オンライン」を基本とし、オンライン方式だけによる居場所開設については事業計画の内容などにより判断。